暴力団員でないこと等に係る誓約書

　私たちは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと及び暴力団員であることが入居後に判明したときは住宅を明け渡すことを誓約します。

　また、暴力団員であるか否かを確認するための照会が鳥取警察署その他の警察署に対してなされることに同意します。

　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　鳥取市長　　様

（申込者本人）住　所

ふりがな

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　S・H・R　　　年　　　月　　　日

（同居予定者）住　所

ふりがな

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　S・H・R　　　年　　　月　　　日

住　所

ふりがな

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　S・H・R　　　年　　　月　　　日

住　所

ふりがな

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　S・H・R　　　年　　　月　　　日

住　所

ふりがな

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　S・H・R　　　年　　　月　　　日

備考　入居申込者(申請者)及び同居者(同居しようとする者を含む。)の連署によること。（署名又は記名押印をすること。）

**市営住宅への暴力団員の入居の排除について**

* 全国的に公営住宅内で暴力団員による重大事件が発生している中、入居者の安心、安全な生活を確保し、生活妨害等の未然防止や不安を解消することが求められています。
* また、公費により建設し、低廉な家賃で提供している市営住宅に暴力団活動により違法・不当な収入を得ている可能性が高い暴力団員が入居することは、結果的に、より多くの違法・不当な収入が暴力団に移ることを見過ごし、手助けすることになります。
* そのため、鳥取市では条例等を改正し、平成２０年１２月２４日から市営住宅への暴力団員の入居を制限することとしました。概要は以下のとおりです。

市営住宅からの暴力団員排除の概要

１、市営住宅の入居者資格（同居親族も含む）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）である場合には市営住宅への入居資格を満たさないこととします。

２、入居者又はこれと現に同居する者が暴力団員の住居として使用させる行為（自らが暴力団員となって使用する行為を含む）を禁止します。

３、市営住宅入居後、新たに同居を希望する者が暴力団員であるときは、これを認めないこととします。

４、入居者が死亡または退去したときに、同居していた者が暴力団員である場合には、当該同居者が引き続き市営住宅へ居住することを認めないこととします。

５、入居者及び同居者が暴力団員であることが判明したときは、市営住宅の明渡しを請求できることとします。

※暴力団員であるか否かについては警察に照会することにより確認を行います。

鳥取県鳥取警察署等との連携

今回の条例改正に基づく暴力団員による市営住宅等の使用制限を行うにあたり、円滑な情報提供及び必要な支援について、鳥取市と鳥取県鳥取警察署等が連携するため平成２０年１２月２４日付けで協定書を締結しました。

お問合せ先

鳥取市都市整備部建築住宅課　住宅係担当

電話　０８５７－３０－８３７１